

質 疑 回 答 書

令和 7 年 7 月 11 日

件名 令和 7 年度公用車リース契約

番 号	質 疑 事 項	回 答
1	当社では、リース開始日と新車登録日を同日とさせて頂いております。11 月 1 日と 2 日が土曜日、日曜日、11 月 3 日が祝日となりますので新車登録ができません。11 月 4 日の登録で宜しいでしょうか。 その場合、契約期間は令和 7 年 11 月 4 日から令和 12 年 10 月 31 日の認識で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。 仕様書及び契約書の契約期間の記載につきましては、契約締結時に協議いたします。 なお、令和 7 年 11 月 4 日新車登録の場合のその月の車両リース料は、契約金額（月額）を日割り計算（4 日～30 日の 27 日分）によって算定する金額といたします。
2	納期に関しまして、今現在令和 7 年 11 月 4 日の登録は確認がとれておりますが、落札後、半導体不足による部品供給の遅れ等、不可抗力により契約期間までに登録が出来ない場合、損害金の発生無く、契約期間の変更を協議頂けますでしょうか。	仕様書通りの納期にご尽力ください。 ただし、市場の状況により仕様書通りの納車が困難である場合については、協議に応じます。 なお、この協議において、不利益を被らせることはございません。
3	上記、質問の通り、令和 7 年 11 月 4 日（予定）に登録させて頂き、納車は翌日より 1 週間程度頂いても宜しいでしょうか。 新車登録後でなければ付属品の取付け、配送手配が出来ないため、時間の猶予を頂けませんでしょうか。 その間は契約が始まっておりますが車両がない状態となります。	了承いたします。 ただし、最短期間での納車をお願いいたします。
4	任意保険の等級に関しまして、仕様書通り 20 等級で試算しております。 新車登録時に変更が生じた場合は、リース料を変更させて頂きませんが、宜しいでしょうか。	等級が変更となった場合は、リース料変更について、協議に応じます。

5	車両保険の補償金額については、1 年目が 245 万円となり、2 年目以降は減額していくという認識で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
---	---	-----------